

## 令和元年白老町議会議案説明会会議録

令和元年 8月30日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時45分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明

---

### ○出席議員（13名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	5番	吉田和子君
6番	氏家裕治君	7番	森哲也君
8番	大淵紀夫君	9番	及川保君
10番	本間広朗君	11番	西田祐子君
12番	松田謙吾君	13番	前田博之君
14番	山本浩平君		

---

### ○欠席議員（1名）

4番 広地紀彰君

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
アイヌ総合政策課長	三宮賢豊君
経済振興課長	藤澤文一君
農林水産課長	富川英孝君
生活環境課長	本間力君
税務課長	大塩英男君
町民課長	山本康正君
建設課長	下河勇生君
上下水道課長	本間弘樹君

高齢者介護課長	岩本寿彦君
健康福祉課長	久保雅計君
子育て支援課長	渡邊博子君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	池田誠君
消 防 長	越前 寿君
病院事務長	村上弘光君
産業経済課参事	臼杵 誠君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高橋裕明君
主 査	小野寺修男君

---

◎開会の宣告

○副議長（前田博之君） これより定例会 9 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前 10 時 00 分）

---

○副議長（前田博之君） 定例会 9 月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算 3 件、条例の制定及び一部改正 4 件、財産の取得 1 件、人事 1 件、認定 3 件、報告 5 件、合わせて 17 件であります。

順次、議案の説明をいただきます。

日程第 1、議案第 1 号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第 1 号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）の説明をさせていただきます。

このたびの補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 6 億 489 万 3,000 円の追加で、総額を 118 億 3,057 万 7,000 円とする補正予算でございます。その他、債務負担行為の補正及び地方債補正がございます。

次のページをお開きください。「第 1 表 歳入歳出予算補正」1 歳入、2 歳出につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

続きまして 4 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。3 本ありまして全て追加になりますが、一つ目、白老駅北観光商業ゾーン、期間は令和 2 年度から令和 4 年度、限度額は各年度予算に定める額ということで、白老駅北商業観光ゾーンの設置に当たり、指定管理者制度を導入して管理することとし、指定管理期間を 3 年間とし、議決後に指定管理者の選定作業を進めるものでございます。

続きまして、デマンド交通車両賃借、期間令和 2 年度から令和 6 年度、限度額 2,628 万 2,000 円、事項別明細書の歳出で後ほど説明をいたしますが、アイヌ新型交付金を活用した生活交通確保維持推進事業におきまして、デマンド交通の車両 4 台を 5 年間賃借することとし、1 カ月分の賃借料が 1 台当たり 11 万 1,363 円とし、4 台 59 カ月分を限度額としてございます。

続きまして、地域内循環観光バス車両賃借、期間は令和 2 年度から令和 6 年度、限度額は 5,158 万 3,000 円、上記と同様、アイヌ新型交付金を活用した地域内循環観光バス運行事業におきまして、循環バス 2 台を 5 年間賃借することとし、1 カ月分の賃借料が 1 台当たり 43 万 7,140 円とし、その 2 台 59 カ月分を限度額としてございます。

続きまして、5 ページ「第 3 表 地方債補正」であります。臨時財政対策債の減額となります。下の計ですが、補正前 9 億 9,540 万円が 9 億 7,263 万 7,000 円となる補正でございます。

続きまして、次の歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。14 ページ、15 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、(1) 職員管理事

務経費 3万2,000円の増額補正でございます。今年度の新規採用職員への作業服貸与について、当初予算で10名分の購入経費を計上しておりますが、中途退職者の補充などで4名の中途採用を予定していることから、不足の4名分の購入費を計上するものでございます。財源は一般財源となります。(2) 臨時職員経費494万円の増額補正でございます。当該経費につきましては、当初予算で3名分の賃金及び共済費を計上しておりますが、これまで産前産後休暇取得者3名、病気休職者2名、中途退職者4名などの欠員が生じ、業務に支障を来すことから、補充するため不足分として10月からの臨時職員5名分の共済費及び賃金を増額補正するもので、財源は一般財源でございます。

次に、5目財政管理費、(1) ふるさと納税推進事務経費84万6,000円の減額補正でございます。先に、11節需用費ですが、印刷製本費258万円の減額につきましては、PRのため前年度寄附者に対する暑中見舞いはがきの印刷経費計上は、本年6月からの制度改正により、ふるさと納税の募集に要する経費の割合を寄附額の5割以下とされたことや、PR経費の増加による過度な競争を抑制すべきとの国の指導があることから、これを取りやめることといたします。その下の13節委託料のワンストップ特例申請処理代行業務委託料226万6,000円の計上は、ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請手続き業務が年末年始に集中し業務量が膨大で、他の業務に支障を来している状況を改善するため本業務を委託するものでございます。このことから、当初計上の臨時職員の共済費及び賃金をそれぞれ減額するものであります。財源は一般財源の減額ですが、寄附金の一般寄附金を同額減額するものといたします。

次に、9目企画調整費、(1) 生活交通確保維持推進事業347万6,000円の新規計上でございます。アイヌ新型交付金を活用した事業であります。来年度に元気号デマンドバス及び循環観光バスを含めた町内交通網及び体系を全面見直しすることを目的に、需用費9万円はカラップリントターナーなどの消耗品のほか、役務費38万8,000円はアンケート調査のための郵便料の計上でございます。委託料255万2,000円は、住民の移動ニーズを把握するためのアンケートを実施するとともに、実証運行を行うエリアやダイヤのあり方の素案作成などの業務委託料で、賃借料44万6,000円は実証運行用の車両4台を1カ月分賃借する経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金のアイヌ施策推進交付金が278万円、一般財源は69万6,000円となります。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、(1) 施設入所者措置費支弁経費366万7,000円の増額補正でございます。当初予算で3施設4名分の経費を計上しておりますが、新たに3施設3名の措置者が増加したことから増額するもので、財源は一般財源となります。(2) 介護保険事業特別会計繰出金40万1,000円の増額補正でございます。令和元年10月からの消費税率引き上げにより、介護報酬改定等に伴うシステム改修が必要となりますが、改修し79万9,200円に対し、2分の1を国庫補助金が交付されることから、残りの2分の1を事務費繰出しとして一般会計から繰り出すものでございます。財源は一般財源でございます。3目身体障害者福祉費、(1) 障害者自立支援給付経費545万1,000円の増額補正でございます。平成30年度の給付費の事業費確定により道費負担金を超過して交付を受けた障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金が79万6,168円、障害者医療費負担金が81万7,557円、障害者自立支援給付費負担金が383万7,392円、合計で545万1,117円を返還するための経費を計上する

ものであります。財源は一般財源でございます。(2) 地域生活支援事業経費134万6,000円の増額補正でございます。日中一時支援事業委託料41万9,000円の増額につきましては、利用者の利用回数の増加による不足分の計上でございます。財源は国庫負担金が2分の1の20万9,000円、道負担金が4分の1の10万4,000円、一般財源は10万6,000円となります。

次に、障害者福祉システム改修業務委託料92万7,000円の増額につきましては、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴う報酬改定、処遇改善、就学前の障がい児の発達支援の無償化への対応等によるシステム改修経費を補正するものでございます。財源は国庫支出金の障害者総合支援事業補助金76万6,000円を充当し、一般財源は16万1,000円となります。

次に、6目総合保健福祉センター管理運営費、(1) 総合保健福祉センター昇降機修繕事業218万9,000円の増額補正でございます。当該昇降機はすでに供用開始から24年が経過しておりますが、本年6月の電気工作物点検において、事故や故障発生のおそれがあるとの指摘があったことから、各部品交換などのメンテナンス工事を行い、施設の安全利用に努めるものでございます。財源は一般財源でございます。

次に、8目アイヌ施策推進費、(1) 生活館管理運営経費71万9,000円の増額補正でございます。11節需用費、修繕料34万8,000円は、消防点検結果に伴い生活館3館の火災報知器及び誘導灯に不具合が生じていることに対する修繕で17万6,000円、社台生活館の搬入口鍵修繕で2万2,000円、そのほか今後の小破修繕費見込みとして15万円を見込み増額補正するものでございます。18節備品購入費37万1,000円は、白老生活館のストーブ2台が春先の運転で故障し使用不能となったことから、これを更新するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。続きまして、(2) アイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業1,381万8,000円の新規計上でございます。アイヌ新型交付金を活用した事業ですが、9節旅費の47万円は、先住民族による伝統手工芸等のビジネス調査業務にかかる職員同行旅費であります。11節需用費6万円は事務費の計上でございます。13節委託料1,328万8,000円は、委託業務として2事業を予定しておりますが、1つ目は、地域アイヌ文化の価値を高める商品開発事業として、一般社団法人白老アイヌ協会に対し、協会監修によるアイヌブランドの新商品開発のための旅費や、臨時職員賃金及び新商品のパッケージングや販路の確立に向けた調査研究等に要する経費を見込み814万円。次に、地域アイヌ文化を次代に継承するための人材育成事業として、同じく一般社団法人白老アイヌ協会に対し、アイヌ文化を伝える文化自然ガイドや、高次元なスキルで習得する次代の伝統手工芸作家の育成プログラム開発、担い手育成のための講座開設に伴う報償費及び賃金などの経費を見込み、514万8,000円をそれぞれ計上するものでございます。財源は国庫支出金のアイヌ施策推進交付金が1,105万4,000円、一般財源は276万4,000円となります。(3) アイヌ文化PR・ウポポイ開設機運向上事業2,000万円の新規計上でございます。アイヌ新型交付金を活用した事業であります。13節委託料2,000万円は、委託業務として3事業予定しております。1つ目は、PRイベント開催事業で、参加型のイベントを開催することとし、出演者の報償費、旅費、広告料及び企画運営費を見込み500万円。2つ目は、映像の製作・活用によるPR事業で、映像の設計製作費やプロジェクター及び音響設備賃借料を見込み1,000万円。3つ目として、啓発物品の作成・活用による機運醸成事業で、バナー製作や大型看板、のぼり等の

作成設置に要する経費を見込み500万円をそれぞれ計上するものでございます。財源は国庫支出金のアイヌ施策推進交付金が1,600万円、一般財源は400万円となります。

続きまして、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、これについては3事業でございます。最初に、(2)認定こども園運営等経費から説明をさせていただきます。この経費の補正につきましては、決算見込みに対しての増額補正になりますが、内容として公定価格の上昇によるものと、幼児教育・保育の無償化によるもの、この2つがあり財源が非常に複雑に絡み合っておりますので、口頭ではなかなかわかりにくいということで、本日別紙で補正第4号 認定こども園運営等経費等 議案第1号説明資料のA4の横版の表をお配りしておりますので、それを参考に説明をお聞いただければと思います。今回の補正額につきましては、表の右端の部分になります。認定こども園運営等経費が1,860万4,000円の増額補正でございます。

このたびの増額補正は、公定価格の上昇による給付費の増のほか、10月からの幼児教育保育の無償化に伴う負担金の減額分を増額するものでございます。幼児教育等の無償化は3歳児から5歳児クラスまでの全ての子どもと、ゼロ歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもを対象に無償化するもので、その財源について今年度は全て国が負担することとなっております。ちなみに来年度以降は、私立分は国と地方の折半、公立分は地方が全額負担するものであります。今年度の無償化にかかる本町の保護者負担減は1,335万4,000円で、うち私立分が1,258万8,000円、公立分は76万6,000円であります。議案の認定こども園給付費の1,853万6,000円の内訳といたしまして、無償化分は1,258万8,000円と見込んでおりますが、当初予算で計上済みである町単独の5歳児の教育無償化事業分が10月から不要となることから、361万3,000円を減額し、実質897万5,000円の増、公定価格上昇に伴う見込みが956万1,000円の増と見込み、合計で1,853万6,000円の増となっております。

次に、施設等利用給付費6万8,000円は、預かり保育利用料無償化対象分を含んでおります。財源ですが、無償化にかかる給付費分については、国が2分の1、道が4分の1、残り4分の1の町一般財源分は、地方特例交付金として交付されることとなっております。このことから国庫支出金は、公定価格上昇による増額分を含め1,796万9,000円、道支出金が568万2,000円、5歳児教育無償化分の減額にかかるふるさとGENKI応援基金繰入金が361万3,000円の減、一般財源は143万4,000円の減となるものでございます。

続きまして、(3)保護者負担補助事業240万3,000円の新規計上でございます。10月からの幼児保育教育の無償化により、保護者の保育料負担は軽減され無償となるものの、給食費については軽減の対象でなく負担増となるものでございます。このことから本町における子育て支援のさらなる充実と保護者負担の軽減を図るため、副食費が徴収される世帯に対し10月から全額補助するもので、1人当たり月4,500円の89名分を見込んでおります。財源は全額ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当するものでございます。本件につきましては、説明の詳細について、私の説明が終了後、別紙資料におきまして、担当の渡邊子育て支援課長から再度ご説明をさせていただきたいと思っております。

戻りまして(1)町立保育園運営経費でございます。これは財源振替となります。今年度の無償化にかかる町立分の保護者負担減は76万6,000円と見込み、この減額分を地方特例交付金と

して交付されることとなります。本事業の財源は保育料が44万2,000円の減のほか、ふるさとG E N K I 応援寄附基金繰入金が5歳児教育無償化分の減額で32万4,000円の減となりますが、副食費負担分6名分16万2,000円を基金繰入することで、16万2,000円の減となります。

続きまして、5款労働費、1項労働諸費、2目経済センター施設管理費、(1)しらい経済センター施設管理経費33万6,000円の増額補正でございます。11節需用費、修繕料21万6,000円は、経済センター駐車場のU字側溝の修繕及び鉄ぶたの交換に要する経費。18節備品購入費12万円は使用不能のガステーブルの交換のための経費の計上で、財源は一般財源となります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3項農業振興費、(1)産地パワーアップ事業1億2,436万9,000円の新規計上でございます。本事業は、肉牛堆肥を有効活用して新たに施設野菜栽培に取り組む事業者に対し、農業用パイプハウスの整備に必要な経費を補助するものでございます。事業内容ですが、国の産地パワーアップ事業を活用し、石山地区において株式会社敷島ファームがピーマンなどの施設栽培を行うためのパイプハウスを20棟整備するもので、事業費2億6,863万8,257円に対し国の交付予定額が1億2,436万9,000円であり、これを町経由で事業者に補助するものです。財源は国庫補助金の産地パワーアップ事業推進費補助金を全額充当するものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、(1)商工振興対策経費100万円の増額補正でございます。2019元気まちしらい港まつりにおける花火等資金として佐野昌源様から100万円の指定寄附があったことから、元気まちしらい港まつり補助金を増額補正するものであります。

次に、2項観光費、1目観光対策費、(1)地域内循環観光バス運行事業376万2,000円の新規計上でございます。アイヌ新型交付金を活用した事業ですが、本年度に白老駅及びウポポイ関連施設等を周遊させる地域内循環観光バスを運行することを目的に、11節需要費39万円はカラープリンタートナーなどの消耗品のほか、実証運行周知用パンフレット作成のための印刷製本費の計上でございます。13節委託料249万7,000円は観光客の移動ニーズを把握するとともに運行ルートを設定するための業務委託料で、14節使用料及び賃借料84万8,000円は、実証運行のバス車両2台を1カ月分賃借する経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金のアイヌ施策推進交付金が300万9,000円、一般財源は75万3,000円となります。

続きまして、8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費、(1)橋梁長寿命化事業2,760万円の増額補正でございます。末広東町通り跨線橋自由通路整備にかかるJ R 北海道委託工事負担金の増額でございますが、震災復旧等による資機材等の物価の高騰や作業員などの人員確保のための人件費の増加などで、工事費が増大するためこのたび増額補正させていただくものであります。財源は一般財源でございます。4項港湾費、1目港湾管理費、(1)港湾施設管理経費57万4,000円の増額補正でございます。港湾臨港道路の歩道部が陥没したことから、復旧に要する経費として52万円と、11節需用費、修繕費、インカルミント照明の絶縁不良による修理費5万4,000円を計上するもので、財源は一般財源ですが、港湾関連施設用地貸付収入を同額増額するものであります。

続きまして、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、(1)避難所防災備蓄品倉庫購入事

業312万9,000円の増額補正でございます。防災備蓄品が避難所内の部屋に保管されている7施設に対し、9台の物置を購入し防災備蓄品倉庫として設置するものであります。財源は、北海道市町村振興協会設立40周年を記念した特別支援事業により、市町村防災・減災対策事業推進交付金として262万7,000円を交付されることとなり、これを全額充当し、残りの50万2,000円は一般財源でございます。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、5目諸費、(1)地域学力グローアップ推進事業564万9,000円の新規計上でございます。アイヌ新型交付金を活用した事業ですが、アイヌ文化の理解を高める児童生徒の学力向上を図るため、学習支援員を10月から各小中学校に1名ずつ配置するための経費を計上するものでございます。財源は、国庫支出金のアイヌ施策推進交付金が451万9,000円、一般財源は113万円となります。

次に、4項社会教育費、3目図書館費、(1)図書等購入経費5万円の増額補正でございます。公益社団法人苫小牧地区法人会白老地区会様より指定寄附があったため、寄附金を財源として増額するものであります。5項保健体育費、1目保健体育総務費、(1)スポーツ団体支援事業経費48万8,000円の増額補正でございます。児童生徒の文化活動及びスポーツ大会派遣費等助成要綱に基づき、派遣費の一部を助成する経費を増額補正するものですが、白老中・白翔中学校合同野球部の7月に開催された第36回全日本青少年軟式野球北海道大会出場に対する助成金38万3,000円など、全道・全国大会への出場機会が増加したため不足が生じることから、48万8,000円を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

続きまして、2目体育施設費、(1)体育施設維持管理経費32万2,000円の増額補正であります。町民温水プール正面玄関に向かうスロープのタイルが経年劣化で剥離していることから、雨天降雪時などのスリップによる転倒などを回避するため、ゴムチップタイル張りとする改修工事を行うもので、財源は一般財源でございます。(2)町民温水プール競泳用自動審判計時装置修繕事業、88万3,000円の計上であります。本装置については、昨年度にスポーツ振興くじ助成を活用して更新し、タッチパネルは使用可能であったため、更新を見送っておりましたが、今年度に不具合が生じ競技に支障を来すことから修繕経費を計上するものであります。財源は、白老水泳協会より修繕にかかる指定寄付金20万円をいただき、これを充当し残り68万3,000円が一般財源となります。6項給食施設費、1目しらおい食育防災センター管理運営費、(1)しらおい食育防災センター運営経費49万8,000円の増額補正でございます。厨房内に設置している水栓用自立ライニングが、床面からの腐食によりカビの発生が危惧されることから、これを撤去し新たにステンレス製に取りかえる工事を行うものであります。財源は一般財源でございます。(2)学校給食アイヌ食材活用事業40万円の新規計上でございます。アイヌ新型交付金を活用した事業であります。アイヌ伝統料理や食材を活用したメニューを10月から提供するための経費を計上するものでございます。財源は、国庫支出金のアイヌ施策推進交付金は32万円、一般財源は8万円となります。

次に、13款給与費、1項給与費、1目給与費、(1)職員等人件費、財源振替であります。負担金の児童発達支援事業負担金の25万5,000円が幼児教育・保育の無償化により減額となります。同額を国保連合会より雑入の児童発達支援費として交付されるものであります。



続きまして、14款諸支出金、1項諸支出金、1目基金管理費、(1)各種基金積立金3億5,963万3,000円の増額補正でございます。平成30年度決算剰余金の処分につきましては、剰余金5億2,994万9,095円の2分の1を下回らない金額を積み立てることから、このたび財政調整基金積立金に3億円、町債管理基金積立金に5,000万円を積み立てするものであります。これにより、年度末残高見込みとして財政調整基金積立金が約9億1,700万円。町債管理基金積立金は約7,000万円となります。社会福祉基金積立金100万円は匿名での指定寄附分であります。水産業振興基金積立金9,000円は前田育子様からの指定寄附分であります。ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金862万4,000円は、4月から7月までの4カ月分の指定寄附金1,722万8,000円のうち、おおむね2分の1を積み立てるものであります。

以上で歳出の説明を終了させていただき、戻りまして歳入の一般財源のみ説明をさせていただきます。6、7ページをお開きください。11款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金、幼児教育・保育の無償化に伴う今年度の地方負担分を国の負担とすることになり、393万2,000円が交付される見込みでございます。

次に、12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、7月の普通交付税算定において交付税額が決定いたしました。税額は32億6,586万5,000円で、当初予算対比で6,586万5,000円の増となったことから、これを増額補正するものでございます。当初予算の積算額との比較では基準財政収入額が固定資産税の過少見積りにより約2,700万円の増となったものの、基準財政需要額が高齢者保健福祉費の増及び予算割れを回避するための減額分により約7,000万円、さらに臨時財政対策債相当額約2,280万円の減などで、需要額が9,280万円の増となったことによるものであります。なお、臨時財政対策債は当初予算比較で約2,276万3,000円減の2億2,723万7,000円となったことから減額補正するものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。21款繰越金でございます。3億5,965万6,000円の計上でございます。内訳につきましては、決算剰余金の積み立て分として、財政調整基金3億円、町債管理基金5,000万円、その他歳出総額に対する歳入の不足分として798万8,000円でございます。これにより繰越金の留保額は1億3,519万2,000円となる見込みでございます。

最後に、23款町債は、先ほどご説明いたしました、臨時財政対策債について、普通交付税算定結果に基づき減額補正するものでございます。以上で私からの説明は終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（前田博之君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 副食費保護者負担補助についてご説明いたします。別途配付の資料をごらんください。

1、幼児教育・保育の無償化の概要についてです。この無償化は今年度10月1日から実施されますが、幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることが目的となっております。無償化の対象となる児童と費用です。3歳児から5歳児クラスの第1号認定の子供は認定こども園等の保育料が全額無償となります。また、保育の必要性の認定がある場合は預かり保育の利用料も対象となります。この預かり保育の利用料については月1万1,300円まで無償となります。第2号認定の子供につきましては、保育園・認定こども園等の保

育料全額が無償となります。第1号認定、第2号認定はそれぞれ主食費、副食費は別途かかることとなります。ゼロ歳児から2歳児クラスの第3号認定の子供の住民税非課税世帯にいる子供も無償化の対象となります。保育料の全額が無償となります。上記のほか保育の必要性の認定を受ける場合について、白老にはありませんが認可外保育施設等の利用にかかる費用も無償化となります。また、就学前の障がい児の発達支援を利用する児童の利用料が無償となります。保育所等々、発達支援の両方を利用する場合はともに無償となります。

2、副食費の取扱いの変更です。第2号認定子供の副食費については、これまでも保育料の一部として保護者の負担とされていたことから、保護者が負担すること自体はこれまでと変わりませんが、無償化後は保育料とは別に保護者から徴収可能な費目として位置づけられました。ただし、次に掲げる者に要する費用については除かれます。まず、年収が360万円未満相当世帯の子供です。第1号認定につきましては第3階層まで、第2号認定につきましては第4－3階層までが対象となります。また、所得階層にかかわらず第3子以降の子供も免除対象となります。下に図で表しております。第2号認定の保育料の扱いが変更となり実費徴収されることとなっております。

3、副食費保護者負担補助の考え方です。(1)副食費保護者補助の方針につきまして、本町はこれまで保育料の独自軽減を行っていたことから、幼児教育・保育の無償化により、それまで町で負担していた経費を国及び道が一部負担することで財政負担が軽減されます。副食費の取り扱いの変更により、副食費の免除対象外世帯の中にはこれまで負担してきた保育料より負担が増加する世帯があります。このことから、軽減される財源を活用して、副食費の免除対象範囲外世帯に独自軽減を行うことで逆転現象の解消を行うとともに、地域における子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

その下の表は、無償化による町財政負担軽減額の見込額ですが、昨年度と今年度の決算見込額の比較でございます。私立では減額となりますが、町立保育園につきましては、保育料の徴収がなくなるということで増額となっております。差し引き300万円ほどの軽減を見込んでおります。

(2)副食費保護者負担額の積算ですが、町財政負担軽減分と独自実施していた5歳児の教育無償化分、これを財源といたします。また、免除対象範囲外の世帯の副食費について、1人当たり4,500円を限度として補助することといたします。第1号認定子供、第2号認定子供の対象となる人数、それぞれ載せていますが合計で89名となります。1人当たり4,500円補助すると、6カ月分で204万3,000円ということになりまして、今回の補正額となっております。

なお、はまなす保育園についても副食費の軽減を実施する予定です。はまなす保育園で軽減対象となるのは6人ということで、16万2,000円の経費を見込んでおります。さらに、逆転減少する世帯は4世帯を見込んでおります。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の議案説明を終わります。

次、日程第2、議案第2号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 議の2-1をごらんください。議案第2号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,052万3,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、6ページをお開きください。歳出でございます、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、(1)介護保険運営経費80万円の増額補正につきましては、本年10月からの消費税率引き上げによる介護報酬等の改定に伴いまして、1カ月の支給限度額となる区分支給限度基準額が変更されることによりまして、電算システムに必要なプログラム修正をするための委託料を増額するものでございます。財源は国庫補助金2分の1、残り2分の1を一般会計からの事務費繰入金となっております。

次に歳入の説明をさせていただきますので4ページにお戻りください。歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金39万9,000円は、先ほど説明いたしました国庫補助金を増額するものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金では、事務費繰入金といたしまして40万1,000円を増額する補正となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の議案説明を終わります。

次に、日程第3、議案第3号 令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ126万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,539万5,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、6ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明させてい

たきます。歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、(1)特別養護老人ホーム一般事務経費16万円の減額でございます。内訳としましては、工事請負費2万7,000円、備品購入費13万3,000円、ともに入札差金の減額でございます。財源につきましては、特別養護老人ホーム事業基金繰入金であり、歳入も同額を減額するものでございます。

次に、2款基金積立金、1項基金積立金、1目特別養護老人ホーム事業基金積立金、142万7,000円の増額でございます。内容としましては、平成30年度の決算におきまして142万7,575円の決算剰余金が生じたことからこれを繰り越しまして、令和元年度予算として、特別養護老人ホーム事業基金に積み立てるものでございます。財源につきましては全額前年度よりの繰越金となりますので、財源区分といたしましては一般財源となるものでございます。

次に4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては歳出でご説明させていただきましたので省略させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の議案説明を終わります。

次に、日程第4、議案第4号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 議案第4号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の制定についての議案についてご説明申し上げます。議の4-7の次のページに説明資料を添付しておりますので、そちらをお開きいただきたいと思います。

1つ目として、制定の趣旨でございます。平成30年11月に策定いたしました「白老駅北観光商業ゾーン基本計画」に基づきまして、白老駅北観光商業ゾーンのうち、本条例において町が整備する行政整備区域の設置及び管理に関する事項を定めるものであります。

2つ目として、名称及び位置でございます。名称につきましては「白老駅北観光商業ゾーン」といたしますが、町民をはじめ多くの来訪者から末永く親しまれ愛される空間となるよう、町民による投票におきまして愛称名を決定する予定でございます。また、整備する位置につきましては、白老駅北の町有地とするものでございます。なお、白老駅北広場条例の整備エリアから除外するため、別途一部改正を行うものでございます。

3つ目として、施設の役割及び構成でございます。本条例に位置づけいたします施設につきましては5件ございまして、1つ目といたしましては、観光インフォメーションセンター。2つ目といたしまして交流広場。3つ目といたしまして公衆トイレ、これは24時間トイレでございます。4つ目といたしまして駐車場。5つ目といたしまして園路という5施設を規定するものでございます。

4番目の実施事業でございます。観光インフォメーションセンターを拠点として実施する事業につきましては、白老駅北観光商業ゾーン基本計画に基づきまして、観光・商業の情報を兼

ね備えたコーディネート機能に、情報発信機能、休憩・交流機能、地域連携機能を柱として、地域特性を生かした幅広い事業を実施するものでございます。

5番目の管理運営でございます。観光商業ゾーンにつきましては、本条例の制定により公の施設として管理をし、当該施設の設置目的をより効果的に達成するため指定管理者による管理運営を行うものでございます。

続きまして、6番目の開館時間及び休館日でございます。観光インフォメーションセンターの開館時間につきましては、ウポポイの営業時間が9時から17時までを想定していることから、来訪者のさまざまなニーズにこたえ回遊性向上を高めるためには、ウポポイの営業時間の前後1時間をカバーできるよう午前8時から午後6時までとして設定することとし、休館日につきましては、年末年始の12月29日から1月3日とするものでございます。

続きまして7番目の、利用申請と利用料金でございます。施設の利用に当たりましては利用許可の申請を必要とし、施設全部または一部を占用する場合に利用料金を指定管理者に対して納入することといたします。利用料金の設定につきましては、受益者負担の原則の考え方に基きまして、施設等の維持管理費及び職員人件費を原価の基礎として積算し、利用者にわかりやすい、利用形態に応じた利用料金単価を設定するものでございます。

8番目の想定される利用料金でございます。条例文の別表第2で単価について具体的にお示ししておりますが、ここでは実際に使用する場合の一例を掲載しております。例えばになりますが、サークル活動におきましてコミュニティルームを4時間使用した場合、1時間当たりの単価を250円と設定しておりますので、それに4時間を掛けまして1,000円という料金になります。それから、新商品PRのため新商品PRスペースを1年間使用した場合の事例でございますが、ここににつきましては月額4万9,000円の利用料金と設定しております、12カ月を掛けますと58万8,000円となります。地域特産品の販売を行うため広域観光・特産品展示PRスペースを1年間使用した場合でございますが、このスペースにつきましては月額単価6万8,000円と設定しており、これに12カ月をかけますと81万6,000円となるものでございます。野菜市を行うためポーチを3時間使用した場合の事例でございますが、2間掛ける3間のテントを使用した場合ですと、平米当たりの1時間単価が13円という設定になってございまして、これに面積と3時間を掛けますと758円という利用料が発生してまいります。地域イベントを開催するため交流広場半面(1,500平米)を8時間使用した場合でございますが、平米時間当たりの単価2円となっておりますので、これに1,500平米と8時間を掛けますと2万4,000円という利用料となってきます。ソフトクリームを販売するためキッチンカーを使用して移動販売スペースを5時間使用した場合でございますが、キッチンカーのエリアにつきましては1台当たり240円となっておりますので、これに5時間を掛けまして1,200円という料金が発生してくるということでございます。

9番目、附則関係でございます。本条例の施行日は、当該施設の本格運営に合わせまして、別に定める規則において施行することといたします。なお、本条例の施行日前において、指定管理者の指定及び開業準備等を行うことができるよう、附則において規定をするものでございます。

次のページに行政整備区域を図示したものを掲載しておりますので、こちらにつきましては後ほどごらんいただきたいと思ひます。

議の4-1にお戻りいただきたいと思ひます。制定の内容につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりでございますが、新制定の条例でございますので全文を朗読させていただきますと思ひます。

白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の制定について。

白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年8月30日提出。白老町長 戸田安彦。

白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例。

(設置)

第1条 町民と来訪者との交流及び回遊性向上を図る拠点として、観光情報や地域情報等の発信を通じて観光商業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、白老駅北観光商業ゾーン(以下「観光商業ゾーン」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「観光商業ゾーン」とは、前条に規定する設置の目的を達成するため、町が整備した区域をいう。

(名称及び位置)

第3条 観光商業ゾーンの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 白老駅北観光商業ゾーン。

位置 白老郡白老町若草町1丁目610番地の7のうち、1000番地の8のうち、1000番地の51のうち、1103番地のうち

(観光商業ゾーンの構成)

第4条 観光商業ゾーンは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 観光インフォメーションセンター
- (2) 交流広場
- (3) 公衆トイレ(24時間トイレ)
- (4) 駐車場(移動販売スペースを含む。)
- (5) 園路
- (6) その他付帯施設

(事業)

第5条 観光商業ゾーンは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光振興に関すること。
- (2) 観光情報及び地域情報等の発信を行うこと。
- (3) 道路及び園路を通行する者に対し、休憩の場を提供すること。
- (4) 町民と来訪者との交流機会の提供を行うこと。
- (5) 地域の特産品及びその他物品等の展示PRを行うこと。

(6) その他町長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第6条 町長は、観光商業ゾーンの管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条に掲げる各事業
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 利用の許可及び制限並びに行爲の制限等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則並びに白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第47号）その他町長の定めるところに従い、観光商業ゾーンの管理を行なわなければならない。

(開館時間等)

第9条 観光商業ゾーンの開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(利用許可)

第10条 第4条第1号、第2号及び第4号（移動販売スペースに限る。）に掲げる施設を利用しようとする者（施設の全部又は一部を占有する者に限る。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において、観光商業ゾーンの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、観光商業ゾーンの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設及び備品をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他観光商業ゾーンの管理運営上支障があると認めるとき。

(利用の停止等)

第12条 指定管理者は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又は規則に違反したとき。
- (3) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 公益上又は観光商業ゾーンの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(特別設備の許可)

第13条 利用者は、観光商業ゾーンの施設等に特別の設備を設置しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用の禁止)

第14条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(利用料金)

第15条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、必要があると認められる場合は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は還付しない。ただし、特別な事情がある場合は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、観光商業ゾーンの施設等の利用を終了したとき、又は第12条の規定により施設等の利用の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(町長による管理)

第19条 第6条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第7条に掲げる業務を行うことができる。



2 前項の規定により町長が観光商業ゾーンの管理に係る業務を行う場合においては、第9条第2項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「ときは、あらかじめ町長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条第3項、第16条及び第18条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第15条見出し、同条第3項、第16条（見出しを含む。）及び第17条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条第1項中「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは、「町長に対し使用料」と、同条第2項全文を「使用料は、別表第2に定める額とする。」とし、同条第4項の規定は適用しない。

（損害賠償の義務）

第20条 利用者及び来場者は、観光商業ゾーンの施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 町長は、この条例の施行日前においても、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定に係る手続きその他の準備行為を行うことができる。

次に、議案説明でございます。アイヌ文化の復興の拠点として整備される、民族共生象徴空間ウポポイの開設を契機に、より多くの来訪者の回遊性を高めることにより、地域経済の活性化につなげる拠点として整備を進める、白老駅北観光商業ゾーンについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、その設置及び管理運営について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の議案説明を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第4号の中で、語句の修正があるということですので先に説明をお願いいたします。  
藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 申しわけございません。ただいまご説明いたしました議案第4号の中の議の4-4をお開きいただきます。中ほどの第17条でございますが、「だたし」となっておりますので、「ただし」に訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

○議長（山本浩平君） 続きまして、次に日程に入る前にお諮りいたします。

日程第5から第7までの議案説明であります。議案は条例の一部改正でありますので、改正条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

日程第5、議案第5号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正する条例の制定について議案の説明をお願いいたします。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議の5-1をお開きください。議案第5号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正する条例の制定についてご説明いたします。

議の5-2をお開きください。附則でございます。

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

続きまして、議5-3をお開きください。議案説明でございます。住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、女性活躍推進の観点から住民票等へ旧氏の記載が可能となることに伴い、印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするほか、外国人住民の氏名の取扱い等について規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、新旧対照表でございます。第2条 登録資格の改正内容につきましては、文言の整理でございます。次、第5条印鑑の登録につきましては、これまで条文では氏名とだけ表記されておりましたが、今回の改正によりまして、条文に旧氏が追加されまして印鑑登録が可能となります。あわせて外国人住民における通称及びカタカナ表記につきましても明示されることとなっております。以降、第10条 印鑑登録の抹消、第11条 登録できない印鑑、第14条 印鑑登録の証明のいずれにつきましても、第5条同様、旧氏と外国人住民における通称・カタカナ表記についての所要の改正を行っているものでございます。以上で議案説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の議案説明を終わります。

次に、日程第6、議案第6号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

渡辺子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議6―1をお開きください。議案第6号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議6―11附則でございます。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議6―12をお開きください。議案説明でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者についての代替保育提供に係る連携施設確保に関する規制緩和や、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱い変更等がされたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。改正内容を説明資料でご説明いたします。議6―43の次のページをお開きください。

1、改正の趣旨でございます。改正の趣旨は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）については、令和元年内閣府令第7号及び第8号の2つの基準府令の改正が公布されています。第7号については、認可基準、確認基準双方の基準に家庭的保育事業者等の連携施設の確保についての規定が定められており、前改正で認可基準に加えられた特例規定（連携施設の確保義務期間の延長）を確認基準にも加える改正となります。第8号については、幼児教育・保育無償化に伴う改正であり、1. 食事の提供に要する費用の取扱いの変更、2. 用語の整理その他所要の改正となります。基準条例は、内閣府令の改正と同様の改正を行う必要があるため、本条例を改正するものです。

2、幼児教育・保育の無償化の概要を載せてございますが、先ほど補正予算のところの説明しましたので省略させていただきます。

次のページ、3 条例の主な改正内容でございます。（1）特定教育・保育施設等との連携についてです。1. 特定地域型保育事業者について、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難な場合であって、一定の要件を満たすときは、小規模保育事業A型事業者等を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることができることとします。2. 卒園後の教育または保育を行う連携施設について、入所定員が20人以上であって、企業主体型保育事業を実施する施設及び乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る補助を地方公共団体から受けている施設を加えます。3. 保育所型事業所内保育事業を行うもののうち、満3歳以上の児童を受け入れているものについて、連携施設を確保しないことができることとします。（2）連携施設に関する経過措置、連携施設の確保が著しく困難であって、町長が認める場合において、連携施設を確保しないことができる期間を5年間延長します。（3）食事の提供に要する費用の見直し、幼児教育・保育の無償化に伴い、低所得世帯の子供及び多子世帯の第3子以降の子供を除き、満3歳以上の保育を必要とする子供への副食費の提供に要する費用

を保護者から支払いを受けることができることとします。(4)用語の整理、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるなど、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う用語の整理を行います。施行期日は、令和元年10月1日です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終了いたします。

日程第7、議案第7号 白老町白老駅北広場条例の一部を改正する条例の制定についての議案について、説明をお願いいたします。

富川農林水産課長。

○農林水産課長(富川英孝君) 議7-1をお開きください。議案第7号 白老町白老駅北広場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。改正文については朗読を省略させていただきます。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議7-2をお開きください。議案説明でございます。民族共生象徴空間ウポポイの開設を契機に整備する「白老駅北観光商業ゾーン」については、「白老駅北観光商業ゾーン基本計画」に定める土地利用方針に基づき、町が整備する「行政整備区域」及び民間が整備する「民間活力導入区域」を白老駅北広場内に設置する必要があることから、これらの区域を本広場から除外するため、本条例の一部を改正するものであります。改正規定については、新旧対象表のとおりでございます。

次のページをごらんください。今回の改正に伴いまして、今後の白老駅北広場の管理範囲につきましては、下段の網掛けの範囲となっております。右手のほうにフラワーセンターという文字が見える部分、この一帯を白老駅北観光商業ゾーンという形で、今回除外させていただくという状況となっております。施行予定日は公布の日からとなっております。以上で議案の説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の議案説明終わります。

日程第8、議案第8号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長(鈴木徳子君) 議案第8号についてご説明いたします。議8-1をお開きください。財産の取得についてでございます。1取得する財産(物品)、タブレット型パソコン77台、管理用サーバ1台、バックアップ用NAS1台。2取得予定金額1,582万2,000円。3取得の目的、中学校におけるICT授業環境の整備。4取得の方法、指名競争入札による購入。5

契約の相手方、白老町末広町2丁目6番6号、株式会社和歌白老営業所 営業所長 井藤幸夫。

議8-2をごらんください。議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る8月19日に、有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務機のKANAMARUの3社に指名通知を行い、8月23日に入札を行いました。落札者は株式会社和歌白老営業所でございます。落札率でございますが、予定価格1,619万264円に対し、落札額が1,582万2,000円で、落札率は97.7%となっております。以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 確認だけさせてください。管理用サーバ1台ということになっていますが、中学校今2校ありますので白老中学校という意味なのでしょうか。その辺についてお聞きします。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） これはパソコン教室に整備するものですので、白老中学校と白翔中学校の2校分で設定の仕方としては1クラスの最大の生徒数プラス教師1名分ということの設定で台数を設定しております。細かい内訳があったほうがよろしいでしょうか。町内2校の中学校分となっております。

○議長（山本浩平君） 2番、小西秀延委員。

○2番（小西秀延君） 単純な質問ですが、バックアップ用のNASとはどのようなものなのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） これについて、私もよくわからなくて聞いたところ、ネットワークにつながっているハードディスクがございまして、これをバックアップ用NASと聞きました。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の議案説明を終了いたします。

次に、日程第9、議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、この議案につきましては、人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配付される議案であります。よって、本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知おき願います。

日程第10、認定第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成30年度白老町立国民健康保

険病院事業会計決算認定について、報告第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、この6議案は決算審査特別委員会で審議することとなっております。例年においても、議案の提案のみで特に議案説明されるものではございません。よって、本日の議案説明会においては、議案説明は省略するものとしたしますのでご承知願います。

なお、昨年度から各会計決算の概要が作成されております。ここで、平成30年度各会計決算の概要の資料について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克己君）** 少々お時間をいただきまして、お配りの平成30年度各会計決算の概要という資料説明をさせていただきたいと思っております。

これまで、決算に関する資料につきましては、決算書と主要成果説明書とこれらを中心にご説明をしてきたわけでございますけれども、もう少しわかりやすくということで昨年からのような概要版を作成しておりました。昨年につきましては震災の関係で内容について説明する機会がございませんでしたので、今年度初めてですので簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ、2ページですが、今年度と前年比較での一般会計及び特別会計の歳入歳出差引額、それから実質収支等の数値を記載しているものでございます。

次に、3ページですが、これにつきましては同様に企業会計、水道事業会計、町立国民健康保険病院事業会計、2会計についての比較数値でございます。それから、4ページですが、町税の状況ということで平成30年度の予算額と決算額の比較、それから前年度の決算額との比較、収納率の状況、前年度今年度というような内容でお示ししてございます。

大変申しわけございません。訂正がありまして、収納率の30年度の数値の網掛けの部分で現年度分の合計が97.9と、前年と同じ数字が入ってございますがここが98.3になります。後日正しいものをお配りしますのでお聞きいただければと思っております。現年度分の収納率の合計、網掛けの部分でございますが29年度は97.9、30年度で98.3になります。それと、総計についても誤りでございます、30年度の滞納繰越し分も含めた総計が89.4となっているのを90.2でございます。大変申しわけございません。訂正分、再度お配りさせていただきたいと思っております。

5ページにつきましては、健全化判断比率の過去4年間の状況を示しているものでございます。平成30年度速報値ということで確定していませんが、この数値をお示ししております、実質公債費率では前年度比較で、0.7ポイントの減、将来負担比率については前年度比17.7ポイントの減という状況になってございます。最後にグラフでございますけれども、上段は一般会計起債残高の推移ということで載せてございますが、平成30年度につきましては起債合計102億円となつてございまして、前年比約9億8,000万円の減になってございます。それから、下段の基金残高の推移でございますが、平成30年度につきましては合計で約17億6,700万円ということで、前年度比で6,600万円の減ということでございますけれども、大きく減となったものが調整管理基金で、1億7,500万円前年比で減となっております。それ以外の財政調整基金につい

ては約1,600万円の増、その他特定目的基金については約9,300万円の増という結果になってございます。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 資料の説明が終わりました。

これより各会計決算の概要の資料に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、各会計決算概要の資料説明を終わります。

日程第11、報告第4号 平成30年度白老町財政の健全化判断比率についての議案について説明をお願いします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報告第4号でございます。報4-1をお開き願います。

平成30年度白老町財政の健全化判断比率についてでございます。平成30年度決算の結果、ここに記載のとおり、実質赤字比率は発生してございません。連結実質赤字比率についても発生してございません。実質公債費比率は14.9%、前年比0.7ポイントの減となっております。将来負担比率については68.3%、前年比17.7ポイントの減となっております。以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま、報告第4号の議案に関して説明が終わりました。

これより報告第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第4号の議案説明を終わります。

日程第12、報告第5号 平成30年度白老町公営企業の資金不足比率についての議案について説明をお願いします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報告第5号でございます。報5-1であります。平成30年度白老町公営企業の資金不足比率についてでございます。各会計の平成30年度決算処理が終了しております。記載のとおり水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、公共下水道事業特別会計、港湾機能施設整備事業特別会計のいずれも資金不足比率は発生してございません。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第5号の議案説明を終わります。

---

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって、第1回定例会9月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前11時45分）